

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																
<p>第1章第3節 第9 < P 3 4 >旧</p>	<p>1 減災目標 呉羽山断層帯及び邑知潟断層帯による地震の死者数を半減する。</p> <table border="1" data-bbox="320 268 1478 705"> <thead> <tr> <th>重点施策</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震に強い まちづくり</td> <td>・防災士の育成による地域防災力の強化 (目標 H24.4.29人→H31.3.150人超) (略)</td> </tr> <tr> <td>地震災害応急対 策の充実</td> <td>・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実</td> </tr> </tbody> </table>	重点施策	内 容	(略)	(略)	地震に強い まちづくり	・防災士の育成による地域防災力の強化 (目標 H24.4.29人→H31.3.150人超) (略)	地震災害応急対 策の充実	・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実	<p>1 減災目標 呉羽山断層帯及び邑知潟断層帯による地震の死者数を半減する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 268 2665 705"> <thead> <tr> <th>重点施策</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震に強い まちづくり</td> <td>・防災士の育成による地域防災力の強化 (人口1万人当たりの防災士数 目標 R1.36.06人→R8.40.0人) (略)</td> </tr> <tr> <td>地震災害応急対 策の充実</td> <td>・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急輸送道路の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実</td> </tr> </tbody> </table>	重点施策	内 容	(略)	(略)	地震に強い まちづくり	・防災士の育成による地域防災力の強化 (人口1万人当たりの防災士数 目標 R1.36.06人→R8.40.0人) (略)	地震災害応急対 策の充実	・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急輸送道路の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実	<p>砺波市総合計画に基づき修正</p> <p>全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正</p>
重点施策	内 容																		
(略)	(略)																		
地震に強い まちづくり	・防災士の育成による地域防災力の強化 (目標 H24.4.29人→H31.3.150人超) (略)																		
地震災害応急対 策の充実	・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実																		
重点施策	内 容																		
(略)	(略)																		
地震に強い まちづくり	・防災士の育成による地域防災力の強化 (人口1万人当たりの防災士数 目標 R1.36.06人→R8.40.0人) (略)																		
地震災害応急対 策の充実	・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急輸送道路の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実																		
<p>第2章第3節 第1 < P 4 3 >旧</p>	<p>3 建築物の耐震化【企画政策課／財政課／都市整備課／教育委員会】</p> <p>(1) 公共建築物 地震災害において、被災者の主要避難施設となる幼稚園、学校、病院、地域体育等防災拠点となる公共建築物の安全性を確保するため、昭和56年5月以前に建設された施設については、順次耐震診断を行い、重要度、建築時期等を考慮して、計画的かつ総合的に耐震改修を進めることとし、耐震性の確保、強化を図るものとする。</p>	<p>3 建築物の耐震化【企画政策課／財政課／都市整備課／教育委員会】</p> <p>(1) 公共建築物 地震災害において、被災者の主要避難施設及び防災拠点となる認定こども園、学校、病院、地域体育等の公共建築物の安全性を確保するため、昭和56年5月以前に建設された施設については、順次耐震診断を行い、重要度、建築時期等を考慮して、計画的かつ総合的に耐震改修を進めることとし、耐震性の確保、強化を図るものとする。</p>	<p>「認知こども園」の追加に伴う修正</p>																
<p>第2章第3節 第1 < P 4 3 >旧</p>	<p>第1 公共土木施設等の耐震性の強化 (略) 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急通行確保路線における橋梁など特に重要な施設については、地震災害時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。 また、既存の施設が地震災害時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。</p> <p>1 道路、鉄道施設の整備【土木課／西日本旅客鉄道（株）富山地域鉄道部】</p> <p>(1) 道路施設 (略) ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急通行確保路線など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。 イ 橋梁については、緊急通行確保路線上の橋梁等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。</p>	<p>第1 公共土木施設等の耐震性の強化 (略) 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震災害時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。 また、既存の施設が地震災害時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。</p> <p>1 道路、鉄道施設の整備【土木課／西日本旅客鉄道（株）富山地域鉄道部】</p> <p>(1) 道路施設 (略) ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急輸送道路など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。 イ 橋梁については、緊急輸送道路上の橋梁等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する</p>	<p>全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正</p>																
<p>第2章第3節 第1 < P 4 4 >旧</p>	<p>3 土砂災害の防止【土木課/農地林務課】 (略) このため、市及び関係機関は、災害の発生が予想される危険箇所（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。</p>	<p>3 土砂災害の防止【土木課/農地林務課】 (略) このため、市及び関係機関は、土砂災害のおそれのある箇所（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める</p>	<p>防災基本計画の表現に統一</p>																
<p>第2章第3節 第5</p>	<p>第5 文化財施設の地震災害対策【生涯学習・スポーツ課】 市は、文化財施設の地震災害対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。</p> <p>1 文化財の実態調査 市内にある文化財は、建造物、仏像彫刻（追加）等があるが、関係機関等と協力してこれらの保存、</p>	<p>第5 文化財（削除）の地震災害対策【生涯学習・スポーツ課】 市は、文化財（削除）の地震災害対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。</p> <p>1 文化財の実態調査 市内にある文化財は、建造物、（削除）彫刻及び史跡等があるが、関係機関等と協力してこれらの保</p>	<p>字句修正</p>																

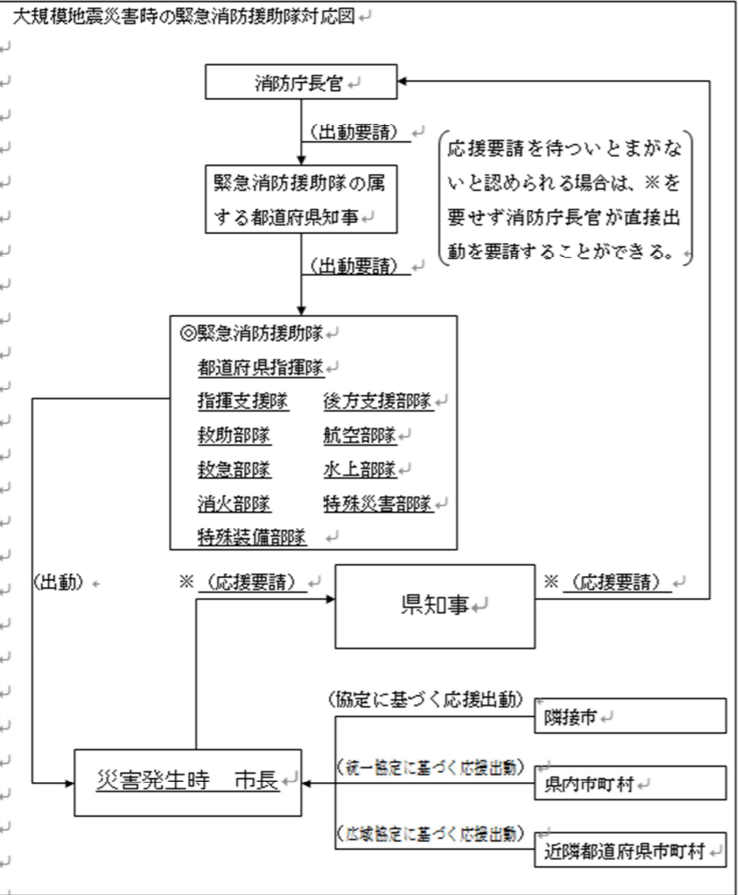
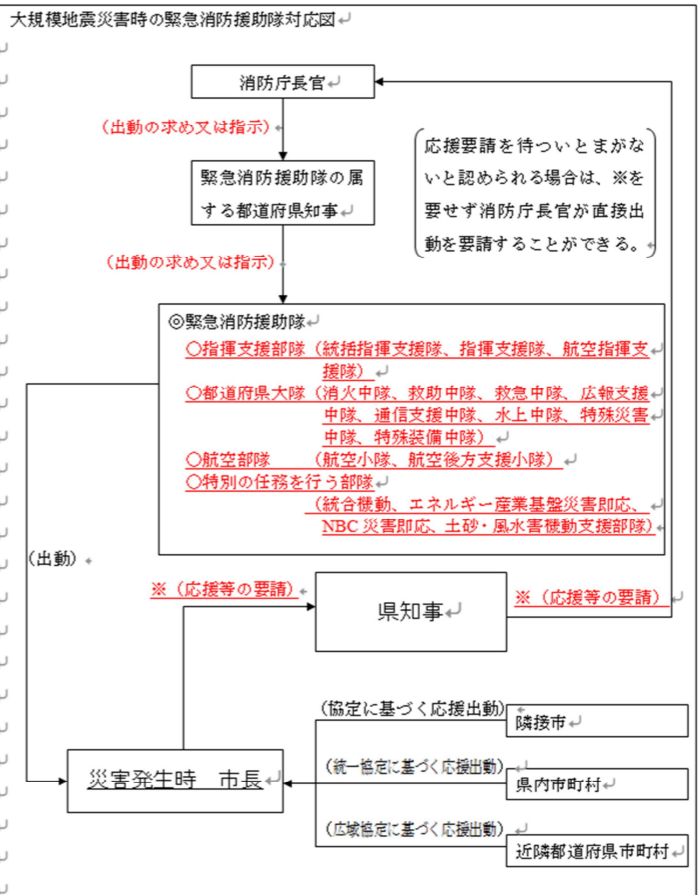
砺波市地域防災計画新旧対照表（地震編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
< P 5 2 > 旧	<p>保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災思想の普及</p> <p>一般市民の防災に関する認識を高めるため、文化財保護強調月間、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、文化財防災思想の普及に努めるものとする。</p>	<p>存、保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災思想の普及</p> <p>一般市民の防災に関する認識を高めるため、文化財保護強調<u>週間</u>、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、文化財防災思想の普及に努めるものとする。</p>	
<p>第2章第4節 第1 5 < P 5 6 > 旧</p>	<p>5 緊急輸送路等の確保【総務課／土木課】</p> <p>(略)</p> <p>なお、ヘリコプターにおいては、避難場所間に陸上輸送を要する場合がありますので、関係機関と協議し輸送計画を定めるものとする。</p> <p>(資料 2-13 ヘリポートの準備)</p> <p>(資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場)</p> <p>(資料 2-17 <u>緊急通行確保路線</u>)</p>	<p>5 緊急輸送路等の確保【総務課／土木課】</p> <p>(略)</p> <p>なお、ヘリコプターにおいては、避難場所間に陸上輸送を要する場合がありますので、関係機関と協議し、輸送計画を定めるものとする。</p> <p>(資料 2-13 ヘリポートの準備)</p> <p>(資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場)</p> <p>(資料 2-17 <u>緊急輸送道路</u>)</p>	<p>全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正</p>
<p>第2章第5節 第1 < P 6 2 > 旧 < P 6 3 > 旧</p>	<p>第1 消防力の強化</p> <p>(略)</p> <p>1 出火の防止【消防本部】</p> <p>ア 耐震自動消火装置付き火器設備・器具及び<u>ガス漏れ警報機</u>等の安全な機器の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 消防力の強化【消防本部】</p> <p>(1) 消防施設の強化</p> <p>市は、消防施設の強化を図るため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利その他の消防施設・設備等の整備及びこれら施設等を計画的に設置するものとする。消火栓、防火水槽等以外の消防水利として、市内には縦横に農業用水路が張り巡らされており、有効な消防水利として活用するものとするが、渇水期においては上流部から通水できるよう取水口等の把握に努めるものとする。</p>	<p>第1 消防力の強化</p> <p>(略)</p> <p>1 出火の防止【消防本部】</p> <p>ア 耐震自動消火装置付き火器設備・器具及び<u>ガス警報機</u>等の安全な機器の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 消防力の強化【消防本部】</p> <p>(1) 消防施設の強化</p> <p>市は、消防施設の強化を図るため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防<u>(削除)</u>水利その他の消防施設・設備等の整備及びこれら施設等を計画的に設置するものとする。消火栓、防火水槽等以外の消防水利として、市内には縦横に農業用水路が張り巡らされており、有効な消防水利として活用するものとするが、渇水期においては上流部から通水できるよう取水口等の把握に努めるものとする。</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
<p>第2章第5節 第3 < P 6 7 > 旧</p>	<p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者<u>(追加)</u>等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>市は、<u>発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)</u>には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所を近隣市町村に設ける。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>市は、<u>災害時</u>には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所を近隣市町村に設ける。</p> <p><u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>国防災基本計画に基づき修正</p>

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
	<p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署が連携して、<u>（追加）</u>必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への<u>分散避難も検討するよう周知に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>ア 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>（追加）</u>炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。<u>（追加）</u></p>	<p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署が連携して、<u>指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、</u>必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への<u>避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で安全確保を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>ア 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>生理用品、段ボールベット、パーティション、</u>炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。<u>なお、備蓄物質の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するよう努める。</u></p>	<p>国防災基本計画に基づき修正</p>
<p>第2章第5節 第3 < P 6 8 > 旧</p>	<p>(3) 指定避難所における運営体制の整備</p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織等による避難所運営委員会の設置促進に努めるとともに、市は、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>（追加）</u></p>	<p>(3) 指定避難所における運営体制の整備</p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織等による避難所運営委員会の設置促進に努めるとともに、市は、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第2章第5節 第3 2 < P 6 8 > 旧 < P 6 9 > 旧</p>	<p>(2) <u>緊急通行確保路線</u>の交通規制【砺波警察署】</p> <p>砺波警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により<u>緊急通行確保路線</u>等における交通規制を可能な限り実施するものとする。</p> <p>ア <u>緊急通行確保路線</u>は、駐車禁止とする。</p> <p>イ 指定避難場所周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の交通規制をする。</p> <p>ウ <u>緊急通行確保路線</u>で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官等を配置する。</p>	<p>(2) <u>緊急輸送道路</u>の交通規制【砺波警察署】</p> <p>砺波警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により<u>緊急輸送道路</u>等における交通規制を可能な限り実施するものとする。</p> <p>ア <u>緊急輸送道路</u>は、駐車禁止とする。</p> <p>イ 指定避難場所周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の交通規制をする。</p> <p>ウ <u>緊急輸送道路</u>で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官等を配置する。</p>	<p>全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正</p>
<p>第2章第5節 第3 < P 7 1 > 旧</p>	<p>イ 児童福祉施設等【教育総務課／こども課】</p> <p>(ア) <u>幼稚園、保育所、放課後児童教室及び児童館</u>においては、災害種別に応じ施設の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、保護者への連絡、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。</p> <p>（略）</p> <p>(ウ) <u>放課後児童教室及び児童館</u>においては、日々不特定な児童、生徒が不定期に集合するため、こども課において、隣接する小学校又は保育所との連携した避難を行うため、小学校又は保育所と十分な協議を行い、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法を考慮すること。</p>	<p>イ 児童福祉施設等【教育総務課／こども課】</p> <p>(ア) <u>保育所、認知こども園、幼稚園、放課後児童教室及び児童館等</u>においては、災害種別に応じ施設の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、保護者への連絡、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。</p> <p>（略）</p> <p>(ウ) <u>放課後児童教室及び児童館等</u>においては、日々不特定な児童、生徒が不定期に集合するため、こども課において、隣接する小学校又は保育所との連携した避難を行うため、小学校又は保育所と十分な協議を行い、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法を考慮すること。</p>	<p>「認定こども園」を追加し記載順の修正及び字句修正</p>
<p>第2章第5節 第4 < P 7 2 > 旧</p>	<p>4 <u>飲料水、食料及び生活必需品の確保</u></p> <p>（略）</p> <p>そして平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の<u>発災時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>4 <u>飲料水、食料及び生活必需品の確保</u></p> <p>（略）</p> <p>そして平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の<u>災害時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																																						
	<p>(略)</p> <p>1 飲料水、食料及び生活必需品の確保【総務課／社会福祉課／上下水道課】</p> <p>(1) 食料</p> <p>(略)</p> <p>ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接自治体と連携を図るものとする。(追加)</p>	<p>(略)</p> <p>1 飲料水、食料及び生活必需品の確保【総務課／社会福祉課／上下水道課】</p> <p>(1) 食料</p> <p>(略)</p> <p>ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接自治体と連携を図るものとする。<u>なお、備蓄食料の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄食料を検討するなどの配慮に努める。</u></p>																																																							
<p>第3章第1節 第5 < P 1 0 5 > 旧</p>	<p>【応援消防機関の活動拠点】</p> <table border="1" data-bbox="332 516 1472 1045"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指揮隊活動拠点</u> ・砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>・二次集結場所 文化会館駐車場</td> <td>砺波市宮沢町</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> <tr> <td>中村多目的運動広場</td> <td>砺波市中村</td> <td>TEL 0763-32-5240</td> </tr> <tr> <td><u>臨時宿泊施設</u> ・砺波市文化会館</td> <td>砺波市花園町 1-32</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> <tr> <td>・チューリップ四季彩館</td> <td>砺波市中村 100-1</td> <td>TEL 0763-33-7716</td> </tr> <tr> <td>・砺波市美術館</td> <td>砺波市高道 145-1</td> <td>TEL 0763-32-1001</td> </tr> <tr> <td>・高道体育館</td> <td>砺波市高道 217-1</td> <td>TEL 0763-32-5240</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	<u>指揮隊活動拠点</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515	中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240	<u>臨時宿泊施設</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515	・チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716	・砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001	・高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240	<p>【応援消防機関の活動拠点】</p> <table border="1" data-bbox="1519 516 2659 1045"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指揮支援本部</u> ・砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>・二次集結場所 文化会館駐車場</td> <td>砺波市宮沢町</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> <tr> <td>中村多目的運動広場</td> <td>砺波市中村</td> <td>TEL 0763-32-5240</td> </tr> <tr> <td><u>宿営場所候補地</u> ・砺波市文化会館</td> <td>砺波市花園町 1-32</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> <tr> <td>・チューリップ四季彩館</td> <td>砺波市中村 100-1</td> <td>TEL 0763-33-7716</td> </tr> <tr> <td>・砺波市美術館</td> <td>砺波市高道 145-1</td> <td>TEL 0763-32-1001</td> </tr> <tr> <td>・高道体育館</td> <td>砺波市高道 217-1</td> <td>TEL 0763-32-5240</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	<u>指揮支援本部</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515	中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240	<u>宿営場所候補地</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515	・チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716	・砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001	・高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240	<p>砺波地域消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき修正</p>
名称	所在地	電話番号																																																							
<u>指揮隊活動拠点</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																																							
消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																																							
・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515																																																							
中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240																																																							
<u>臨時宿泊施設</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515																																																							
・チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716																																																							
・砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001																																																							
・高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240																																																							
名称	所在地	電話番号																																																							
<u>指揮支援本部</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																																							
消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																																							
・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515																																																							
中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240																																																							
<u>宿営場所候補地</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515																																																							
・チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716																																																							
・砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001																																																							
・高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240																																																							
<p>第3章第1節 第5 < P 1 0 9 > 旧</p>	 <p>大規模地震災害時の緊急消防援助隊対応図</p>	 <p>大規模地震災害時の緊急消防援助隊対応図</p>	<p>緊急消防援助隊等の応援等の要請等に関する要綱の改正に伴う修正</p>																																																						

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																												
第3章第2節 < P 1 3 9 >旧	2 報道機関への対応 (略) <u>(追加)</u>	2 報道機関への対応 (略) <u>(7) 安否不明者等の氏名等公表</u> <u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、県の「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u>	国防災基本計画の修正に伴う修正																																												
第3章第2節 第7 < P 1 4 2 >旧	4 <u>(追加)</u> 、負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には、市医師会及び県に対して医療班の派遣を要請し、救護所を設置する。	4 <u>市は</u> 、負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には、市医師会及び県に対して医療班の派遣を要請し、救護所を設置する。	字句修正																																												
第3章第2節 第7 < P 1 4 3 >旧	9 医療班は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者、人工透析実施患者、慢性疾患患者などの、特殊な医療を必要とする人への医療を確保するため、 <u>医療部及び</u> 県と連携し、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。 10 医療班は、精神保健医療機関の機能低下が見込まれた場合は <u>医療部及び</u> 県と連携し、精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなど精神保健医療体制の確立に協力する。	9 医療班は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者、人工透析実施患者、慢性疾患患者などの、特殊な医療を必要とする人への医療を確保するため、 <u>(削除)</u> 県と連携し、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。 10 医療班は、精神保健医療機関の機能低下が見込まれた場合は、 <u>(削除)</u> 県と連携し、精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなど精神保健医療体制の確立に協力する。	内容重複のため修正																																												
第3章第2節 第9 < P 1 4 5 >旧	1 震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。 このため、市は関係機関と協議し、迅速に重要道路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する。 (資料 2-17 緊急通行確保路線)	1 震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。 このため、市は関係機関と協議し、迅速に重要道路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する。 (資料 2-17 <u>緊急輸送道路</u>)	全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正																																												
第3章第2節 第16 < P 1 6 7 >旧	3 水源の確保 (略) 【給水拠点地】 <table border="1" data-bbox="362 1115 1383 1625"> <tr><td>出町中学校</td><td>富山県西部体育センター</td></tr> <tr><td>庄西中学校</td><td>太田体育館</td></tr> <tr><td>庄南小学校</td><td>般若農業構造改善センター</td></tr> <tr><td>砺波南部小学校</td><td>東般若農村振興会館</td></tr> <tr><td><u>東野尻公民館</u></td><td>梅檀野体育館</td></tr> <tr><td>鷹栖小学校</td><td>梅檀山体育館</td></tr> <tr><td>若林体育館</td><td>庄川小学校</td></tr> <tr><td>砺波北部小学校</td><td>庄川生涯学習センター</td></tr> <tr><td>高波体育館</td><td>雄神集会センター</td></tr> <tr><td>油田体育館</td><td>種田コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>砺波東部小学校</td><td></td></tr> </table>	出町中学校	富山県西部体育センター	庄西中学校	太田体育館	庄南小学校	般若農業構造改善センター	砺波南部小学校	東般若農村振興会館	<u>東野尻公民館</u>	梅檀野体育館	鷹栖小学校	梅檀山体育館	若林体育館	庄川小学校	砺波北部小学校	庄川生涯学習センター	高波体育館	雄神集会センター	油田体育館	種田コミュニティセンター	砺波東部小学校		3 水源の確保 (略) 【給水拠点地】 <table border="1" data-bbox="1546 1115 2567 1625"> <tr><td>出町中学校</td><td>富山県西部体育センター</td></tr> <tr><td>庄西中学校</td><td>太田体育館</td></tr> <tr><td>庄南小学校</td><td>般若農業構造改善センター</td></tr> <tr><td>砺波南部小学校</td><td>東般若農村振興会館</td></tr> <tr><td><u>東野尻振興会館</u></td><td>梅檀野体育館</td></tr> <tr><td>鷹栖小学校</td><td>梅檀山体育館</td></tr> <tr><td>若林体育館</td><td>庄川小学校</td></tr> <tr><td>砺波北部小学校</td><td>庄川生涯学習センター</td></tr> <tr><td>高波体育館</td><td>雄神集会センター</td></tr> <tr><td>油田体育館</td><td>種田コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>砺波東部小学校</td><td></td></tr> </table>	出町中学校	富山県西部体育センター	庄西中学校	太田体育館	庄南小学校	般若農業構造改善センター	砺波南部小学校	東般若農村振興会館	<u>東野尻振興会館</u>	梅檀野体育館	鷹栖小学校	梅檀山体育館	若林体育館	庄川小学校	砺波北部小学校	庄川生涯学習センター	高波体育館	雄神集会センター	油田体育館	種田コミュニティセンター	砺波東部小学校		給水拠点名称の修正
出町中学校	富山県西部体育センター																																														
庄西中学校	太田体育館																																														
庄南小学校	般若農業構造改善センター																																														
砺波南部小学校	東般若農村振興会館																																														
<u>東野尻公民館</u>	梅檀野体育館																																														
鷹栖小学校	梅檀山体育館																																														
若林体育館	庄川小学校																																														
砺波北部小学校	庄川生涯学習センター																																														
高波体育館	雄神集会センター																																														
油田体育館	種田コミュニティセンター																																														
砺波東部小学校																																															
出町中学校	富山県西部体育センター																																														
庄西中学校	太田体育館																																														
庄南小学校	般若農業構造改善センター																																														
砺波南部小学校	東般若農村振興会館																																														
<u>東野尻振興会館</u>	梅檀野体育館																																														
鷹栖小学校	梅檀山体育館																																														
若林体育館	庄川小学校																																														
砺波北部小学校	庄川生涯学習センター																																														
高波体育館	雄神集会センター																																														
油田体育館	種田コミュニティセンター																																														
砺波東部小学校																																															
第3章第2節 第17 < P 1 7 5 >旧	第17 食料、生活必需品等の確保・供給 (略) (資料 7-3 災害時における応急物資(食料)及び生活必需物資の調達に関する協定書 JAとなみ野) (資料 7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資(衣料品)の調達に関する協定書 砺波繊維商組合)	第17 食料、生活必需品等の確保・供給 (略) (資料 7-3 災害時における応急物資(食料)及び生活必需物資の調達に関する協定書 JAとなみ野) (資料 7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資(衣料品)の調達に関する協定書 砺波繊維商組合)	協定先追加																																												

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																																																																
	<p>(資料 7-5 災害時における応急物資（石油製品）の調達に関する協定書 砺波石油商業組合)</p> <p>(資料 7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書 （一社）富山エルピーガス協会砺波支部)</p> <p>(資料 7-17 災害時における生活物資の提供に関する協定 <u>（追加）</u>)</p> <p>(資料 7-19 災害時における仮設トイレの確保に関する協定書 <u>（追加）</u>)</p> <p>(資料 7-36 災害時における物資供給に関する協定 <u>（追加）</u>)</p> <p>(資料 7-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 <u>（追加）</u>)</p> <p>(資料 7-38 災害時における支援協力に関する協定 <u>（追加）</u>)</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>(資料 7-5 災害時における応急物資（石油製品）の調達に関する協定書 砺波石油商業組合)</p> <p>(資料 7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書 （一社）富山エルピーガス協会砺波支部)</p> <p>(資料 7-17 災害時における生活物資の提供に関する協定 <u>株式会社大阪ショップ</u>)</p> <p>(資料 7-19 災害時における仮設トイレの確保に関する協定書 <u>株式会社レンタルのニッケン高岡営業所</u>)</p> <p><u>（資料 7-26 災害時における応急物資の提供に関する協定書 株式会社砺波給食）</u></p> <p>(資料 7-36 災害時における物資供給に関する協定書 <u>NP0 法人コメリ災害対策センター</u>)</p> <p>(資料 7-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 <u>株式会社ヨシカワ</u>)</p> <p>(資料 7-38 災害時における支援協力に関する協定書 <u>イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー</u>)</p> <p><u>（資料 7-47 災害時における緊急用資材の供給に関する協定書 サクラパックス株式会社）</u></p> <p><u>（資料 7-48 災害時における支援協力に関する協定書 日本製麻株式会社）</u></p> <p><u>（資料 7-49 災害時における物資供給に関する協定書 株式会社カジメイク）</u></p> <p><u>（資料 7-55 災害時等における物資供給に関する協定書 中部薬品株式会社）</u></p> <p><u>（資料 7-57 災害時等における物資供給に関する協定書 UDリテール株式会社）</u></p> <p><u>（資料 7-58 災害時における支援協力に関する協定書 株式会社スリーティ運輸）</u></p> <p><u>（資料 7-59 災害時における物資等の供給に関する協定書 株式会社スギ薬局）</u></p> <p><u>（資料 7-62 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書 株式会社太陽テント北陸）</u></p> <p><u>（資料 7-63 災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書 一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）</u></p>																																																																																	
<p>第3章第2節 第193 < P 1 8 0 > 旧</p>	<p>【遺体の処理、埋葬、火葬関係一覧】</p> <table border="1" data-bbox="329 1108 1442 1560"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬場</td> <td>市斎場</td> <td>砺波市徳万 52-1</td> <td>0763-37-1089</td> <td>0763-37-1089</td> </tr> <tr> <td>葬儀社</td> <td>秋桜の郷</td> <td>砺波市高道 11-1</td> <td>0763-32-6623</td> <td>0763-32-6618</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>祖泉会堂</td> <td>砺波市祖泉 114-1</td> <td>0763-34-8800</td> <td>0763-37-7020</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>セレモニーホール砺波</td> <td>砺波市坪内 175-1</td> <td>0763-33-1194</td> <td>0763-34-4594</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ア・ソシエすけだ</td> <td>砺波市庄川町示野 75-1</td> <td>0763-82-7000</td> <td>0763-82-7007</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>遺体一時安置場所</td> <td>市役所本庁舎 1 号別館</td> <td>砺波市栄町 7-3</td> <td>0763-33-1111</td> <td>0763-33-6818</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料 6-10-1 遺体処理台帳)</p> <p>(資料 6-10-2 埋葬台帳)</p>		名 称	住 所	電話番号	F A X	火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089	葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618	〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020	〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594	〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1 号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818	<p>【遺体の処理、埋葬、火葬関係一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1513 1108 2665 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬場</td> <td>市斎場</td> <td>砺波市徳万 52-1</td> <td>0763-37-1089</td> <td>0763-37-1089</td> </tr> <tr> <td>葬儀社</td> <td>秋桜の郷</td> <td>砺波市高道 11-1</td> <td>0763-32-6623</td> <td>0763-32-6618</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>祖泉会堂</td> <td>砺波市祖泉 114-1</td> <td>0763-34-8800</td> <td>0763-37-7020</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>セレモニーホール砺波</td> <td>砺波市坪内 175-1</td> <td>0763-33-1194</td> <td>0763-34-4594</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ア・ソシエすけだ</td> <td>砺波市庄川町示野 75-1</td> <td>0763-82-7000</td> <td>0763-82-7007</td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>ホームセレモニー苗加邸</u></td> <td><u>砺波市苗加 434-2</u></td> <td><u>0763-55-6999</u></td> <td><u>0763-55-6950</u></td> </tr> <tr> <td>遺体一時安置場所</td> <td>市役所本庁舎 1 号別館</td> <td>砺波市栄町 7-3</td> <td>0763-33-1111</td> <td>0763-33-6818</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料 6-10-1 遺体処理台帳)</p> <p>(資料 6-10-2 埋葬台帳)</p>		名 称	住 所	電話番号	F A X	火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089	葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618	〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020	〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594	〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007	<u>〃</u>	<u>ホームセレモニー苗加邸</u>	<u>砺波市苗加 434-2</u>	<u>0763-55-6999</u>	<u>0763-55-6950</u>	遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1 号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818	<p>葬儀社の追加</p>
	名 称	住 所	電話番号	F A X																																																																															
火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089																																																																															
葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618																																																																															
〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020																																																																															
〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594																																																																															
〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007																																																																															
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																																																															
遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1 号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818																																																																															
	名 称	住 所	電話番号	F A X																																																																															
火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089																																																																															
葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618																																																																															
〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020																																																																															
〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594																																																																															
〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007																																																																															
<u>〃</u>	<u>ホームセレモニー苗加邸</u>	<u>砺波市苗加 434-2</u>	<u>0763-55-6999</u>	<u>0763-55-6950</u>																																																																															
遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1 号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818																																																																															
<p>第3章第2節 第206 < P 1 8 3 > 旧</p>	<p>6 除去の期間</p> <p>災害発生の日から <u>10日間以内とする。</u>ただし、期間内で除去できない場合は、県知事と協議し延長するものとする。</p>	<p>6 除去の期間</p> <p>災害発生の日から <u>概ね3年以内の処理を目標とし、被災状況、災害廃棄物発生量等を考慮して設定する。</u>ただし、期間内で除去できない場合は、県知事と協議し延長するものとする。</p>	<p>砺波市災害廃棄物処理計画と処理期間の統一</p>																																																																																